

令和 6 年 6 月 8 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01344

研究課題名（和文）派生証拠の証拠能力に関する総合的研究

研究課題名（英文）Research on the Admissibility of Derivative Evidence

研究代表者

井上 和治（Inoue, Kazuharu）

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：20345250

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、違法な捜査等により収集された証拠（第1次証拠）から派生するかたちで獲得された証拠（派生証拠）の証拠能力につき、包括的な分析・検討を加えるものである。本研究は、派生証拠という問題を介して、自白法則と違法収集証拠排除法則の理論的根拠や相互関係等について解明を試みたほか、応用的な論点として、刑事免責制度や協議・合意制度の運用の在り方についても検討を加えるものであり、これらの問題群に関する一定の研究成果を論文等として公刊することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、派生証拠という観点から、自白法則と排除法則の理論的根拠や相互関係等につき包括的な検討を加えるものであり、先行研究には見られない学術的・社会的意義を有するものと考えられる。また、応用的な論点として、平成28年の刑訴法改正により導入された刑事免責制度や協議・合意制度の運用の在り方についても検討を加えるものであり、両制度に関する先行研究が必ずしも多くない状況のもと、新たな知見を提供するものとして、学術的・社会的意義を有するものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research project aims to analyze the admissibility of derivative evidence derived from illegally obtained original evidence. It explores the rationales of the confession rule and the exclusionary rule and their relationship. It also shed some light on the practice of newly introduced systems --- witness immunity and cooperation agreements.

研究分野：刑事法学

キーワード：派生証拠

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

捜査においては、複数の手続が段階的に積み重ねられてゆくのが通常であるから、ある時点で一定の手続が行われ、それにより証拠(第1次証拠)が収集された後、それを受けてさらなる手続が行われる結果、さらなる証拠(派生証拠)が収集される、という経緯を辿る事例が多い。そして、この種の事例においては、被告人の有罪・無罪を判断するにあたり、派生証拠の証拠能力の有無が決定的な争点となる場合も少なくない。

このため、派生証拠の証拠能力を、どのような理論的根拠のもと、どのような判断基準に即して検討すべきか、という問題は、学術的な観点からはもとより、現実の裁判実務においても、極めて重要な問題である。

しかしながら、問題の重要性とは裏腹に、従来我が国の裁判実務においては、裁判所は、派生証拠の証拠能力に関する理論的根拠を十分に示さないまま、個々の事例につき適当と考える判断基準を適宜適用するというアド・ホックな法解釈・法適用が行われる傾向が見受けられた(判断基準それ自体が不明な場合も少なくない)。

また、従来我が国の学説においても、第1次証拠の証拠能力に関する検討に多くの労力が割かれる一方、派生証拠の証拠能力に関しては、幾つかの重要な先行研究を除き、必ずしも総合的・包括的な検討が行われてきたとはいえない状況にある。そして、証拠法に関する他の問題と比較すると、派生証拠の証拠能力という問題に照準を当てた比較法研究も、決して十分なものとはいえなかった。

本研究は、このような学術的状況を打開するために企画されたものである。

2. 研究の目的

ある証拠の証拠能力の判断基準及びその理論的根拠は、証拠の種類・属性に応じて異なるものである以上、派生証拠の証拠能力についても、第1次証拠の種類・属性や第1次証拠との関係を踏まえつつ、派生証拠の種類・属性に応じた検討が必要となる。

これを踏まえると、派生証拠の証拠能力を検討するにあたっては、証拠の種類・属性(物的証拠と供述証拠〔多くの場合は自白が問題となる〕のいずれに当たるか)に応じて、以下の4つの類型に区別・整理することが有益と思われる。

第1次証拠が物的証拠、派生証拠も物的証拠である場合(「物-物」類型)

第1次証拠が物的証拠、派生証拠が供述証拠(自白)である場合(「物-供」類型)

第1次証拠が供述証拠(自白)、派生証拠も供述証拠(自白)である場合(「供-供」類型)

第1次証拠が供述証拠(自白)、派生証拠が物的証拠である場合(「供-物」類型)

本研究は、これらの4つの類型につき、各々の類型における証拠能力の具体的な判断基準及びその理論的根拠を再検討するとともに、各々の類型の相互関係を再整理することにより、4つの類型全体に関する統合的・包括的な視座を提供し、派生証拠の証拠能力に関して今後採用されるべき具体的な判断基準及びその理論的根拠を提示することを目指す。

3. 研究の方法

前記2のとおり、本研究は、前記の4つの類型につき、各々の類型における証拠能力の具体的な判断基準及びその理論的根拠を再検討するとともに、各々の類型の相互関係を再整理することにより、4つの類型全体に関する統合的・包括的な視座を提供し、派生証拠の証拠能力に関して今後採用されるべき具体的な判断基準及びその理論的根拠を提示することを目指すものである。

また、派生証拠の証拠能力を論ずるための前提として、ある証拠がそもそも派生証拠に当たるか否か(第1次証拠との間の因果関係・派生関係が認められるか否か)という問題もあることから、本研究は、派生証拠該当性を判断するための判断基準及びその理論的根拠を提示することも、併せて目指すことになる。

このような目的を達成するための手段・方法として、本研究は、派生証拠の証拠能力という問題を巡り、日本法の現状及びその前提をなす歴史的展開に加えて、我が国の証拠法の全体に大きな影響を及ぼしてきたアメリカ法及びイギリス法の現状と歴史的展開を網羅的に分析・検討する。分析・検討の対象となる第1次的な資料は、この問題を扱う判例・裁判例であり、第2次的な資料は、この問題に関する従来学説(研究者・実務家による著書、論文、判例評釈等)である。

4 . 研究成果

個々の年度の研究成果の詳細については、各年度の「研究実施状況報告書」及び最終年度の「研究実績報告書」のとおりであるため、ここでは、研究期間の全体を通した研究成果を総括する。

研究機関の全体を通じて、申請時に提出した研究計画に従い、派生証拠の証拠能力という観点から、違法収集証拠排除法則及び自白法則の適用が問題となった判例・裁判例の分析・検討を進めた。また、派生証拠に関する応用的な論点を含みうる事例群として、刑事免責制度（刑訴法157条の2,3）が適用された事例群と協議・合意制度（刑訴法350条の2以下）が適用された事例群に関する分析・検討も併せて行った。

これらの研究成果のうち、刑事免責制度及び協議・合意制度に関する成果については、最終年度に論文を公刊することができた。他方、違法収集証拠排除法則及び自白法則の適用が問題となった判例・裁判例の分析・検討については、全体像を構築するには至っているものの、分析・検討の対象となる事例の数が極めて多い（数百件に及ぶ）こともあり、現段階では、包括的なかたちで研究成果を公刊するに至っていない。例えば、最終年度に公刊した論考は、自白法則と排除法則の双方の適用が問題となった事例につき詳細な検討を加えたものであるが、当該事案に特化した（本研究の全体からすれば）個別的・断片的な検討を行っているにとどまる。自白法則と排除法則の適用が問題となった事例群に関する分析・検討は、本研究のいわば本体をなすものであることから、速やかに研究成果の公刊を目指すことにしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 井上和治	4. 巻 -
2. 論文標題 強制採尿令状発付の違法と尿鑑定書等の証拠能力	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 重要判例解説（令和4年度）	6. 最初と最後の頁 160-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上和治	4. 巻 519
2. 論文標題 協議・合意制度	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上和治	4. 巻 -
2. 論文標題 別件逮捕・勾留と余罪取調べ	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑事訴訟法判例百選（第11版）	6. 最初と最後の頁 38-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上和治	4. 巻 85
2. 論文標題 刑事免責制度（刑訴法157条の2，157条の3）が適用された最初の事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 61-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上和治	4. 巻 483
2. 論文標題 刑事免責	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 20-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上和治	4. 巻 84(1)
2. 論文標題 類似事実による犯人性の立証 栗原傷害致死・死体遺棄事件を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 43-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 判例研究 (千葉地判令和元・7・12 (D1-Law 28273133))
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 判例研究 (千葉地判令和2・12・16 (D1-Law 28290105))
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 刑事免責制度が適用された最初の事例
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 強制採尿令状発付の違法と尿鑑定書等の証拠能力
3. 学会等名 東北若手法曹研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 刑事免責制度の展開 訴訟記録に基づく検討
3. 学会等名 東北若手法曹研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 刑事免責制度の展開 訴訟記録に基づく検討
3. 学会等名 現行刑事法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井上和治
2. 発表標題 刑事免責制度の展開 訴訟記録に基づく検討
3. 学会等名 刑法学界仙台部会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関